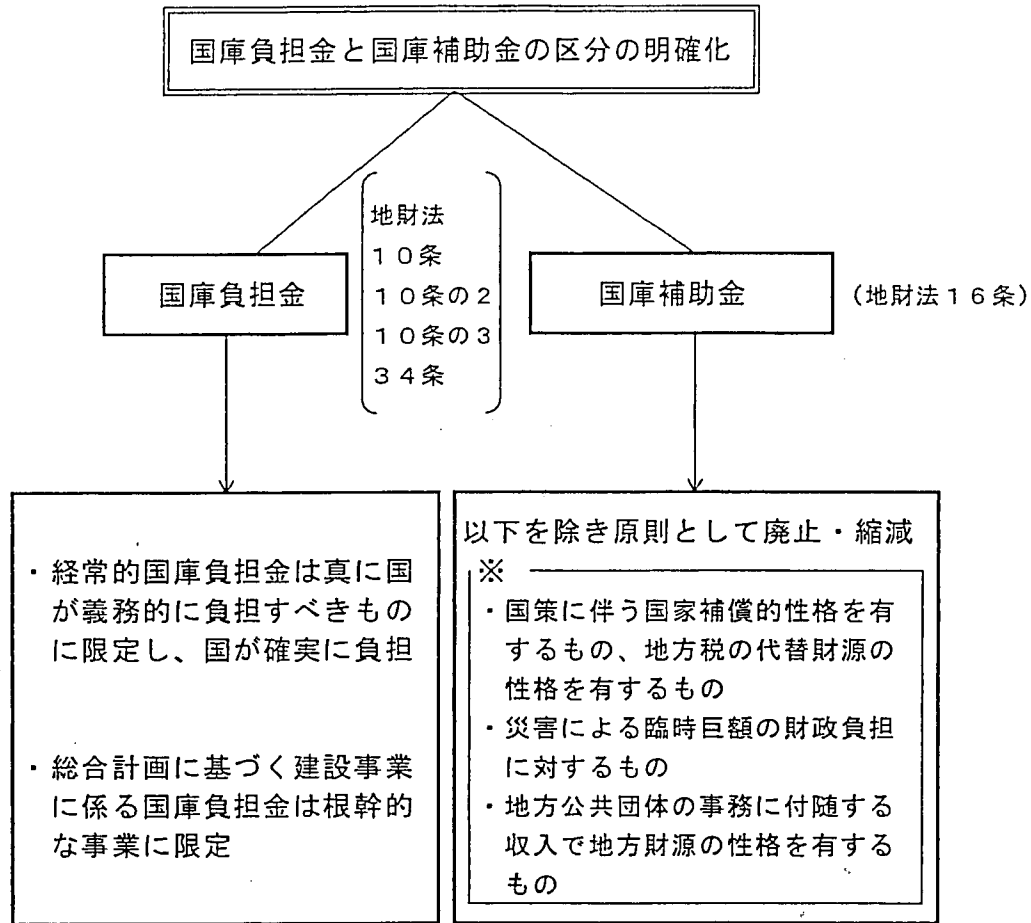


国庫補助負担金の整理合理化の基本的な考え方

(地方分権推進計画 (平成10年5月29日閣議決定) より)



【整理合理化の手法】

- ① 地方公共団体の事務として同化・定着・定型化しているもの、人件費補助の一般財源化 → 職員設置費、法施行事務費、施設運営費・設備整備費等に係る補助金0.2兆円程度
- ② 国庫補助負担金が少額なものの廃止・一般財源化 (零細補助基準・採択基準の引き上げ)
- ③ サンセット化の推進、終期 (5年) の設定
- ④ 補助率が低いもの (1/3未満のもの)、創設後一定期間経過したものの廃止・一般財源化
- ⑤ 新規の国庫補助金の設定の抑制、スクラップアンドビルド原則の徹底

○国庫補助負担金の分類 (平成15年度普通会計ベース)

| | 国庫負担金 | 国庫補助金 | | 合計 |
|----|---------|-------------------|---------|----------|
| | | 廃止・縮減対象外 (上記※) | その他 | |
| | 8.8兆円 | 0.5兆円程度 | 2.9兆円程度 | 12.2兆円程度 |
| 経常 | 6.3兆円程度 | 0.5兆円程度 | 1.0兆円程度 | 7.8兆円程度 |
| 投資 | 2.5兆円程度 | 0.0兆円程度 | 1.9兆円程度 | 4.4兆円程度 |